

砺波市農業委員会 7 月総会議事録

開催日時 令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 3 時 3 3 分

開催場所 砺波市役所 3 階 小ホール

出席した委員 22 名

2 番	堀田 敬三	14 番	松浦 正一
3 番	吉田 一馬	15 番	飯田 輝一
5 番	林 政樹	16 番	飯田 真紀
6 番	前野 久	17 番	亀永 理恵
7 番	石田 智久	20 番	満保 雅春
8 番	鴨井 克之	21 番	今井 久人
9 番	川邊 洋	22 番	松原 光雄
10 番	舘 和香子	23 番	黒田 英嗣
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	27 番	齋藤 徹
13 番	森田 修	28 番	片山 雅喜

欠席した委員 7 名

1 番	西原 登	4 番	柴田 泰利	18 番	土田 英雄
19 番	中村 栄克	24 番	山本 渉	25 番	小幡 直也
29 番	水野 勢津子				

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3 名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	副主幹	三井 麻美
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第16号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 15:33)

事務局 それでは、「令和8年度・砺波市農業委員会7月総会」を開会いたします。会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長 ご苦勞様です。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。

 本日は午前から県内2カ所を視察して参りました。農業における先進的な事例の説明を伺い、有意義な視察研修であったと思います。

 さて、去る砺波市議会6月定例会において、新たな砺波市農業委員会29名の委員の任命について同意されました。29名の内訳は、12名の再任者と、17名の新任者です。新たな体制で活発な委員会活動を期待しております。

 本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

 ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中22名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

 この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきますてもよろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、議席番号 21番 今井 久人 委員、
議席番号 22番 松原 光雄 委員にお願いいたします。

 それでは、議事に入ります。「議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
 今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は 譲渡人の子息への贈与の申請です。

番号2は、砺波市が公売を公告した農地であり、入札により購入が決定したため、許可を申請するものです。

番号3および4は、引き続き農地として利用するため譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第13号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 1番については、譲渡人の子息に生前贈与を希望しているものです。ご承認よろしく願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 2番については、砺波市の公売案件に近隣の住民が応札したものです。申請人には、購入農地の適正利用の意思を確認いたしました。ご承認よろしく願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 4番について、申請人は貸付農地を有するが、これとは別に農地を譲受けする計画なのか。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 前野委員、どうぞ。

前野委員 4番については、申請人の貸付農地は地域の営農組合に水稻種子の栽培にため貸付けているもので、本人も構成員として耕作しています。今回、譲受けようとしている農地では、柚や蜜柑の果樹栽培を希望しているものです。

事 務 局 この案件の申請に付された農地利用計画においても、果樹栽培の計画を受けております。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第13号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

議 長 続きまして、「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。今月の案件は、1件でございます。

（議案書番号1朗読）

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域区域内にあり農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請者は、生活及び交通の利便性が高い申請地において、住宅敷地の造成を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第14号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1 番については、昨年まで本委員会の耕作放棄地対策として、ひまわりを播種したところです。既に耕作は難しい状況であります。
ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 1 4 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 1 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 3 ページをお願いします。
今月の案件は、1 件でございます。

（議案書番号 1 朗読）

別添資料の 6 ページから 1 0 ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、1 0 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。
農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。
申請地は、農地転用の手続きを行わずに住宅敷地の一部や駐車場として利用されていたため、この度、是正を図ります。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 1 5 号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 1 番については、申請人は建築業を営んでおり、事業用の駐車場等を要していたものです。
皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 1 5 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 1 6 号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 4 ページをお願いします。
5 月末締め切りの農地中間管理事業は、集積・配分で 1 9 筆、約 3. 9 ha の申し込みがありました。対象一覧につきましては、5 ページの資料 1 をご参照ください。7 月末に公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 1 6 号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 1 6 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
協議事項第 1 号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 6 ページをお願いします。
令和 8 年 4 月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は 1 件となっております。

(議案書番号 1 朗読)

除外案件別添資料の 1 ページから 4 ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、自動車整備工場を営んでおり事業拡大に伴い、駐車場の不足しております。現在は、預かった車を入替入替しながらやり繰りしている状況です。大変非効率であり、駐車場の拡大が急務であるため隣接地で駐車場を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第 1 号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

議 長 ご質問が無いようでしたら、私から補足説明いたします。
1 番については、事業規模の拡大に伴い近隣に事業用地を求めているものです。
ご承認よろしくをお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項第 1 号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号から第 3 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 7 ページをお願いします。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

(番号 1 読み上げ)

番号 2 以降は読み上げ省略しまして、合計は 4 件。

中間管理事業による重複を除き 3 筆 7, 9 5 5 m²です。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いします。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は10ページをお願いします。
合計で12件、44筆、97,062㎡です。

続きまして、議案書の11ページをお願いします。

報告第3号、農業経営改善計画の認定等につきましては、記載の4件が
が認定となっています。1件が再認定、3件が新規認定です。

議長 　ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委員 　（「なし」の声あり）

議長 　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて 本日の総会を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

(閉会 16:07)